

## 意見書第1号

### 有明海再生の対策と赤潮被害への支援を求める意見書

佐賀県南部に広がる有明海は、地元では「まえうみ」の愛称で親しまれ、かつてアゲマキやワラスボをはじめとする豊かな海産物にあふれ、地域住民の命をつなぐかけがえのない「宝の海」であった。

しかし、近年では、次第に生き物の多様性が失われ、魚介類の生息数も激減したことで、人々の心も「まえうみ」から離れていくように感じられる。

一方で、まだ全国的に見れば、有明海は広大な干潟などの貴重な自然環境が残る素晴らしい海であり、その豊かな海を子々孫々に残していくのは、有明海の恵みを受けて今を生きる私たちの使命である。

現在、有明海において、魚介類の漁で生計を立てる漁業者は大きく減少し、海苔養殖業者がほとんどであるが、その海苔の生産量の落ち込みが、ここ数年、佐賀県有明海西部で顕著となっている。とりわけ今冬は、海水を浄化する二枚貝の死滅や赤潮被害で、秋芽海苔の生産が大打撃を受け、冷凍海苔も栄養塩不足等による色落ちや成長阻害が甚だしく、これまで多額の設備投資を行い良質な佐賀海苔を全国に提供してきた鹿島市、太良町及び白石町の多くの海苔養殖業者は経営の危機に瀕している。

有明海における生物相の貧困化の原因には、様々な理由が挙げられているが、いずれにしても人間の活動による有明海の自然環境の改変が一因と考えられ、原因の究明は喫緊の課題となっている。特に諫早湾干拓事業が、地理的に近い佐賀県南部に及ぼす影響については、早急な調査及び対策が求められる。

よって国においては、長年続いた諫早湾干拓堤防開門訴訟の判決如何にかかわらず、一刻も早い有明海再生へ向け、下記事項について実施されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、水産資源回復のための再生策を確実に実行するとともに、今冬の有明海西部における海苔養殖業の赤潮被害に対する支援・救済を行うこと。
- 2 有明海西部の海況を改善するため、諫早湾干拓堤防開門調査も含めた有明海の調査研究を行うこと。
- 3 有明海再生のために国及び関係者が参加する話し合いの場を設け、協議することにより水産業や環境に関する問題の解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

佐賀県鹿島市議会